

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	出水市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/page/page_01456.html

執行機関名 出水市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市が供給する一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年出水市条例第19号)別表第1第4の項 市が供給する一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第1条	出水市営住宅条例(平成18年出水市条例第154号)第1条、第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定に基づき市が供給する住宅、市が供給する一般住宅及びこれらの住宅に附帯する施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 第3条 市は、住宅に困窮する者を入居させるために、市営住宅(共同施設を含む。次項において同じ。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		出水市営住宅条例(平成18年出水市条例第154号) 出水市営住宅条例施行規則(平成18年出水市規則第148号)